阪神水道企業団公報

平成27年1月15日（木）
第276号

毎月15日発行

目　　次

◇条　　例◇

○　特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○　阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部を改正する条例

◇規　　則◇

○　阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則

◇管理規程◇

○　通勤手当支給規程の一部を改正する規程

◇告　　示◇

○　平成25年度阪神水道企業団水道事業会計決算

○　平成26年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算

○　阪神水道企業団規約の一部変更

◇公　　告◇

○　スラッジ圧入配管修理工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　乾燥ケーキ仮搬出業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　制御機器用冷却装置　一式　他９件の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

◇条　　例◇

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月18日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団条例第３号

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職員の給与に関する条例（昭和27年条例第53号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
附　則 １～２　省　略 ３　平成15年１月１日から平成29年12月31日までの間に限り、第２条の規定の適用については、「1,060,000円」とあるのは「1,060,000円に100分の75を乗じて得た金額」と、「850,000円」とあるのは「850,000円に100分の80を乗じて得た金額」とする。	附　則 １～２　省　略 ３　平成15年１月１日から平成26年12月31日までの間に限り、第２条の規定の適用については、「1,060,000円」とあるのは「1,060,000円に100分の75を乗じて得た金額」と、「850,000円」とあるのは「850,000円に100分の80を乗じて得た金額」とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分を対応する改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。	

附　則

この条例は、平成27年１月１日から施行する。

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月18日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団条例第４号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
別表 （別紙１のとおり）	別表 （別紙２のとおり）

備考
別表を別紙２に記載する別表から別紙１に記載する別表に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　改正後の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表は、平成26年４月１日から適用する。

（号給の切替え）

３　平成26年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて企業長が定める。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

４　切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

５　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

６　職員が改正前の条例に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

７　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別紙１

別表（改正案）

職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	127,000	139,200	189,300	229,600	249,700	297,500	371,200
	2	127,800	139,900	190,900	231,400	251,700	299,800	374,300
	3	128,600	140,600	192,500	233,200	253,700	302,100	377,400
	4	129,400	141,300	194,100	235,000	255,700	304,400	380,500
	5	130,000	142,100	195,500	236,800	257,500	306,800	383,600
	6	130,800	143,000	197,200	238,800	259,600	309,400	386,900
	7	131,600	143,900	198,900	240,800	261,700	312,000	390,100

	8	132,400	144,800	200,600	242,700	263,800	314,600	393,300
	9	133,200	145,700	202,000	244,600	265,900	317,100	396,400
	10	134,100	146,900	203,800	246,600	268,100	319,800	399,700
	11	135,000	148,100	205,600	248,700	270,300	322,500	403,000
	12	135,900	149,300	207,400	250,800	272,400	325,100	406,200
	13	136,700	150,400	209,000	252,800	274,700	327,800	408,500
	14	137,600	152,000	210,900	255,000	277,000	330,700	411,800
	15	138,500	153,600	212,800	257,200	279,300	333,600	414,900
	16	139,400	155,200	214,700	259,300	281,600	336,500	418,200
	17	140,100	156,600	216,600	261,400	284,000	339,400	421,200
	18	141,300	158,300	218,600	263,600	286,400	342,300	424,100
	19	142,500	160,000	220,600	265,800	288,800	345,200	427,100
	20	143,700	161,700	222,600	267,900	291,200	348,100	430,000
	21	144,700	163,300	224,200	269,900	293,400	350,900	433,100
	22	146,200	165,100	226,200	272,100	295,700	353,900	436,100
	23	147,700	166,900	228,200	274,300	298,100	356,900	439,000
	24	149,200	168,700	230,200	276,500	300,500	359,900	442,100
	25	150,700	170,400	232,000	278,600	302,600	362,400	444,900
	26	152,400	172,200	234,000	280,800	305,000	365,300	448,000
	27	154,100	174,000	236,000	283,000	307,400	368,300	450,900
	28	155,800	175,800	238,000	285,200	309,800	371,200	454,000
	29	157,600	177,400	239,800	287,400	312,000	374,300	456,800
	30	159,400	179,300	241,800	289,500	314,400	377,300	459,500
	31	161,200	181,200	243,800	291,600	316,800	380,300	462,000
	32	163,000	183,100	245,700	293,600	319,200	383,300	464,700
	33	164,800	184,700	247,700	295,500	321,400	386,300	467,000
	34	166,500	186,500	249,700	297,600	323,800	389,000	469,300
	35	168,200	188,300	251,700	299,700	326,200	391,800	471,500
	36	169,900	190,100	253,600	301,800	328,600	394,600	473,800
	37	171,500	191,900	255,300	303,700	330,900	397,100	476,100
	38	173,200	193,700	257,400	306,000	333,300	399,400	478,300
	39	174,900	195,500	259,500	308,200	335,700	401,800	480,300
	40	176,600	197,300	261,600	310,400	338,100	404,200	482,500
	41	178,300	199,100	263,600	312,500	340,400	406,600	484,500
	42	179,600	200,900	265,700	314,800	342,700	408,500	486,500
	43	180,900	202,700	267,800	317,100	345,000	410,500	488,500
	44	182,200	204,500	269,900	319,300	347,300	412,400	490,500
	45	183,300	206,400	271,800	321,500	349,300	414,300	492,300
	46	184,200	208,300	273,900	323,300	351,100	415,900	493,900
	47	185,000	210,200	276,000	325,100	353,000	417,500	495,500
	48	185,900	212,100	278,000	326,900	354,900	419,100	497,100

	49	186,600	213,800	280,000	328,600	356,300	420,700	498,700
	50	187,400	215,500	282,100	330,300	357,800	421,800	500,000
	51	188,200	217,300	284,200	332,000	359,300	423,000	501,300
	52	189,000	219,100	286,300	333,600	360,800	424,200	502,600
	53	189,700	221,000	288,200	335,200	362,300	425,300	503,600
	54	190,500	222,600	290,200	336,900	363,700	426,200	504,800
	55	191,300	224,200	292,200	338,500	365,100	427,200	506,000
	56	192,100	225,800	294,200	340,100	366,500	428,300	507,100
	57	192,900	227,500	296,200	341,600	367,900	429,200	508,100
	58	193,600	229,100	298,100	343,600	369,100	430,000	509,100
	59	194,300	230,700	300,000	345,600	370,200	431,000	510,000
	60	195,000	232,100	301,900	347,500	371,400	432,000	511,000
	61	195,500	233,500	303,800	349,400	372,500	432,700	511,900
	62		234,900	306,000	351,100	373,500	433,600	512,800
	63		236,400	308,200	352,900	374,600	434,600	513,700
	64		237,800	310,400	354,700	375,700	435,500	514,600
	65		239,100	312,600	356,400	376,700	436,300	515,400
	66		240,600	315,000	358,000	377,700	437,200	516,300
	67		242,100	317,400	359,500	378,700	438,200	517,200
	68		243,500	319,800	361,000	379,700	439,100	518,000
	69		244,800	321,900	362,400	380,600	440,000	518,900
	70		246,200	323,400	363,900	381,500	440,900	519,700
	71		247,600	324,800	365,300	382,400	441,900	520,500
	72		249,000	326,200	366,700	383,400	442,800	521,300
	73		250,200	327,400	368,000	384,300	443,600	522,100
	74		251,100	328,700	369,200	385,000	444,500	522,900
	75		252,100	330,000	370,400	386,000	445,400	523,700
	76		253,100	331,300	371,600	387,000	446,300	524,500
	77		254,000	332,300	372,700	387,700	447,200	525,200
	78		255,000	333,100	373,800	388,700	448,000	525,900
	79		256,000	334,000	374,900	389,700	448,900	526,600
	80		257,000	334,900	376,000	390,600	449,800	527,300
	81		257,900	335,300	377,000	391,200	450,700	528,000
	82		258,800	336,100	378,000	392,200	451,600	
	83		259,700	336,900	379,000	393,100	452,500	
	84		260,500	337,700	380,000	394,100	453,400	
	85		261,200	338,500	381,000	394,900	454,400	
	86		262,000	339,300	382,000	395,700	455,200	
	87		262,800	340,100	383,000	396,600	456,100	
	88		263,600	340,900	384,000	397,500	457,000	
	89		264,200	341,700	384,800	398,300	457,800	

	90		264,900	342,300	385,800	399,100	458,700	
	91		265,600	342,900	386,600	400,000	459,600	
	92		266,300	343,500	387,500	400,900	460,500	
	93		266,900	343,900	388,400	401,700	461,300	
	94				389,400	402,600	462,200	
	95				390,300	403,500	463,100	
	96				391,100	404,300	464,000	
	97				391,900	405,000	464,800	
	98				392,900	406,000	465,600	
	99				393,900	407,000	466,400	
	100				394,800	407,900	467,200	
	101				395,600	408,600	468,000	
	102				396,400	409,500	468,800	
	103				397,300	410,300	469,600	
	104				398,200	411,200	470,400	
	105				399,000	412,000	471,100	
	106				399,900	412,900	471,800	
	107				400,700	413,800	472,500	
	108				401,500	414,700	473,200	
	109				402,400	415,400	473,800	
	110				403,300	416,300	474,500	
	111				404,200	417,200	475,200	
	112				405,000	418,100	475,900	
	113				405,700	418,900	476,600	
	114				406,700	419,800	477,200	
	115				407,600	420,700	477,800	
	116				408,500	421,600	478,400	
	117				409,200	422,500	479,000	
	118				410,100	423,400	479,600	
	119				411,000	424,300	480,200	
	120				411,900	425,200	480,800	
	121				412,600	426,000	481,400	
	122				413,500	427,000		
	123				414,300	428,000		
	124				415,200	429,000		
	125				415,900	429,800		
	126				416,800	430,700		
	127				417,600	431,600		
	128				418,500	432,500		
	129				419,100	433,400		
	130				420,100	434,300		

	131				420,900	435,100		
	132				421,800	436,000		
	133				422,600	436,900		
	134				423,600	437,800		
	135				424,400	438,700		
	136				425,300	439,600		
	137				426,100	440,500		
	138				427,100	441,400		
	139				428,100	442,300		
	140				429,000	443,200		
	141				429,900	444,200		
	142				430,900	445,100		
	143				431,800	446,000		
	144				432,700	446,900		
	145				433,500	447,900		
	146				434,500	448,800		
	147				435,400	449,700		
	148				436,300	450,600		
	149				437,100	451,600		
	150				438,100	452,400		
	151				439,000	453,300		
	152				439,900	454,200		
	153				440,700	455,200		
	154				441,700			
	155				442,600			
	156				443,500			
	157				444,400			
	158				445,400			
	159				446,300			
	160				447,200			
	161				448,100			
再任用職員		148,900	185,800	249,500	276,600	290,000	327,800	395,900

別紙2

別表（現行）

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円

再任用職員以外の職員	1	125,000	137,200	187,400	227,900	248,100	296,000	370,000
	2	125,800	137,900	189,000	229,700	250,100	298,300	373,100
	3	126,600	138,600	190,600	231,500	252,100	300,600	376,200
	4	127,400	139,300	192,200	233,300	254,100	302,900	379,300
	5	128,000	140,100	193,600	235,100	255,900	305,300	382,400
	6	128,800	141,000	195,300	237,100	258,000	307,900	385,700
	7	129,600	141,900	197,000	239,100	260,100	310,500	388,900
	8	130,400	142,800	198,700	241,000	262,200	313,100	392,200
	9	131,200	143,700	200,200	242,900	264,300	315,600	395,300
	10	132,100	144,900	202,000	245,000	266,500	318,300	398,600
	11	133,000	146,100	203,800	247,100	268,700	321,000	401,900
	12	133,900	147,300	205,600	249,200	270,900	323,700	405,200
	13	134,700	148,400	207,200	251,200	273,200	326,400	407,500
	14	135,600	150,000	209,100	253,400	275,500	329,300	410,800
	15	136,500	151,600	211,000	255,600	277,800	332,200	414,000
	16	137,400	153,200	212,900	257,700	280,100	335,100	417,300
	17	138,100	154,600	214,900	259,800	282,500	338,100	420,300
	18	139,300	156,300	216,900	262,000	284,900	341,000	423,300
	19	140,500	158,000	218,900	264,200	287,300	343,900	426,300
	20	141,700	159,700	220,900	266,300	289,700	346,800	429,200
	21	142,700	161,300	222,500	268,400	291,900	349,700	432,400
	22	144,200	163,100	224,500	270,600	294,300	352,700	435,400
	23	145,700	164,900	226,500	272,800	296,700	355,700	438,400
	24	147,200	166,700	228,500	275,000	299,100	358,700	441,500
	25	148,700	168,400	230,300	277,100	301,200	361,200	444,400
	26	150,400	170,200	232,300	279,300	303,600	364,200	447,500
	27	152,100	172,000	234,300	281,500	306,000	367,200	450,500
	28	153,800	173,800	236,300	283,700	308,400	370,200	453,600
	29	155,600	175,400	238,100	285,900	310,700	373,300	456,500
	30	157,400	177,300	240,100	288,000	313,100	376,300	459,200
	31	159,200	179,200	242,100	290,100	315,500	379,300	461,800
	32	161,000	181,100	244,100	292,100	317,900	382,300	464,500
	33	162,800	182,800	246,100	294,100	320,200	385,300	467,000
	34	164,500	184,600	248,100	296,200	322,600	388,100	469,300
	35	166,200	186,400	250,100	298,300	325,000	390,900	471,500
	36	167,900	188,200	252,100	300,400	327,400	393,700	473,800
	37	169,500	190,000	253,800	302,400	329,700	396,200	476,100
	38	171,200	191,800	255,900	304,700	332,100	398,600	478,300
	39	172,900	193,600	258,000	306,900	334,500	401,000	480,300
	40	174,600	195,400	260,100	309,100	336,900	403,400	482,500
	41	176,300	197,300	262,100	311,300	339,200	405,800	484,500

	42	177,600	199,100	264,200	313,600	341,500	407,800	486,500
	43	178,900	200,900	266,300	315,900	343,800	409,800	488,500
	44	180,200	202,700	268,400	318,100	346,100	411,700	490,500
	45	181,300	204,600	270,300	320,300	348,200	413,600	492,300
	46	182,200	206,500	272,400	322,100	350,000	415,300	493,900
	47	183,100	208,400	274,500	323,900	351,900	416,900	495,500
	48	184,000	210,300	276,600	325,700	353,800	418,500	497,100
	49	184,700	212,000	278,600	327,400	355,200	420,100	498,700
	50	185,500	213,800	280,700	329,100	356,700	421,300	500,000
	51	186,300	215,600	282,800	330,800	358,200	422,500	501,300
	52	187,100	217,400	284,900	332,400	359,700	423,700	502,600
	53	187,800	219,300	286,800	334,000	361,200	424,800	503,600
	54	188,600	220,900	288,800	335,700	362,600	425,800	504,800
	55	189,400	222,500	290,800	337,300	364,000	426,800	506,000
	56	190,200	224,100	292,800	338,900	365,400	427,900	507,100
	57	191,000	225,800	294,900	340,500	366,800	428,800	508,100
	58	191,700	227,400	296,800	342,500	368,000	429,700	509,100
	59	192,400	229,000	298,700	344,500	369,100	430,700	510,000
	60	193,100	230,400	300,600	346,400	370,300	431,700	511,000
	61	193,600	231,800	302,500	348,300	371,500	432,400	511,900
	62		233,200	304,700	350,000	372,500	433,400	512,800
	63		234,700	306,900	351,800	373,600	434,400	513,700
	64		236,200	309,100	353,600	374,700	435,300	514,600
	65		237,500	311,400	355,300	375,700	436,300	515,400
	66		239,000	313,800	356,900	376,700	437,200	516,300
	67		240,500	316,200	358,400	377,700	438,200	517,200
	68		242,000	318,600	359,900	378,700	439,100	518,000
	69		243,300	320,700	361,300	379,600	440,000	518,900
	70		244,700	322,200	362,800	380,500	440,900	519,700
	71		246,100	323,600	364,200	381,400	441,900	520,500
	72		247,500	325,000	365,600	382,400	442,800	521,300
	73		248,700	326,200	366,900	383,300	443,600	522,100
	74		249,600	327,500	368,100	384,100	444,500	522,900
	75		250,600	328,800	369,300	385,100	445,400	523,700
	76		251,600	330,100	370,500	386,100	446,300	524,500
	77		252,500	331,100	371,700	386,800	447,200	525,200
	78		253,500	332,000	372,800	387,800	448,000	525,900
	79		254,500	332,900	373,900	388,800	448,900	526,600
	80		255,500	333,800	375,000	389,700	449,800	527,300
	81		256,400	334,200	376,000	390,400	450,700	528,000
	82		257,300	335,000	377,000	391,400	451,600	

	83		258,200	335,800	378,000	392,300	452,500	
	84		259,100	336,600	379,000	393,300	453,400	
	85		259,800	337,400	380,000	394,100	454,400	
	86		260,600	338,200	381,000	394,900	455,200	
	87		261,400	339,000	382,000	395,800	456,100	
	88		262,200	339,800	383,000	396,700	457,000	
	89		262,800	340,600	383,800	397,600	457,800	
	90		263,500	341,200	384,800	398,400	458,700	
	91		264,200	341,900	385,700	399,300	459,600	
	92		264,900	342,500	386,600	400,200	460,500	
	93		265,500	343,000	387,500	401,000	461,300	
	94				388,500	401,900	462,200	
	95				389,400	402,800	463,100	
	96				390,300	403,600	464,000	
	97				391,100	404,400	464,800	
	98				392,100	405,400	465,600	
	99				393,100	406,400	466,400	
	100				394,000	407,300	467,200	
	101				394,800	408,100	468,000	
	102				395,700	409,000	468,800	
	103				396,600	409,800	469,600	
	104				397,500	410,700	470,400	
	105				398,300	411,500	471,100	
	106				399,200	412,400	471,800	
	107				400,100	413,300	472,500	
	108				400,900	414,200	473,200	
	109				401,800	415,000	473,800	
	110				402,700	415,900	474,500	
	111				403,600	416,800	475,200	
	112				404,400	417,700	475,900	
	113				405,200	418,600	476,600	
	114				406,200	419,500	477,200	
	115				407,100	420,400	477,800	
	116				408,000	421,300	478,400	
	117				408,800	422,300	479,000	
	118				409,700	423,200	479,600	
	119				410,600	424,100	480,200	
	120				411,500	425,000	480,800	
	121				412,300	426,000	481,400	
	122				413,200	427,000		
	123				414,000	428,000		

	124				414,900	429,000		
	125				415,700	429,800		
	126				416,600	430,700		
	127				417,400	431,600		
	128				418,300	432,500		
	129				419,100	433,400		
	130				420,100	434,300		
	131				420,900	435,100		
	132				421,800	436,000		
	133				422,600	436,900		
	134				423,600	437,800		
	135				424,400	438,700		
	136				425,300	439,600		
	137				426,100	440,500		
	138				427,100	441,400		
	139				428,100	442,300		
	140				429,000	443,200		
	141				429,900	444,200		
	142				430,900	445,100		
	143				431,800	446,000		
	144				432,700	446,900		
	145				433,500	447,900		
	146				434,500	448,800		
	147				435,400	449,700		
	148				436,300	450,600		
	149				437,100	451,600		
	150				438,100	452,400		
	151				439,000	453,300		
	152				439,900	454,200		
	153				440,700	455,200		
	154				441,700			
	155				442,600			
	156				443,500			
	157				444,400			
	158				445,400			
	159				446,300			
	160				447,200			
	161				448,100			
再任用職員		148,900	185,800	249,500	276,600	290,000	327,800	395,900

阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月18日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団条例第５号

阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（勤続期間の計算） 第７条　退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、月をもつて計算し、職員となつた日の属する月から退職又は死亡の日の属する月までの引き続いた在職期間による。	（勤続期間の計算） 第７条　退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は月をもつて計算し、職員となつた日の属する月から、退職又は死亡の日の属する月までの引き続いた在職期間による。
２　職員が退職した場合（第11条第１項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。	
３　前２項の規定による在職期間のうちに、地方公務員法第28条第２項に規定する休職（公務上の負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による休職及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病による休職を除く。）、職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和28年12月条例第66号）第２条に規定する休職、地方公務員法第29条第１項に規定する停職、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第 21条の３の育児休業その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを	２　前項の規定による在職期間のうちに、地方公務員法第28条第２項に規定する休職（公務上の負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による休職及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病による休職を除く。）、職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和28年12月条例第66号）第２条に規定する休職、地方公務員法第29条第１項に規定する停職、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第 21条の３の育児休業その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを

要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）が１以上あつたときは、その月数の２分の１に相当する月数（地方公務員法第55条の２第１項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第６条第１項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前２項の規定により計算した在職期間から除算する。	要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）が１以上あつたときは、その月数の２分の１に相当する月数（地方公務員法第55条の２第１項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第６条第１項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前項の規定により計算した在職期間から除算する。
４　第１項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、同項の規定にかかわらず、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第２条第１項に規定する国家公務員若しくは職員以外の地方公務員又はこれらに準ずる者であつて規則で定めるもの（以下「公務員等」という。）が機構の改廃、施設の移譲その他の事由によつて引き続いて職員となつたときにおけるその者の公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、当該引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用するほか、規則で定める。	
５　前項の場合において、その者が職員となつた時に、既に退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の算定の基礎となつた在職期間及びその前に引き続く期間は、同項の規定にかかわらず、そのものの第１項に規定する職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。	
６　前各項の規定により計算した在職期間に１年に満たない端数がある場	３　前２項の規定により計算した在職期間に１年に満たない端数がある場

合には、６月以上はこれを１年とし、６月未満はこれを切り捨てる。 ７　省略 ８　育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が１歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての第３項の規定の適用については、同項中「その月数の２分の１に相当する月数」とあるのは、「その月数の３分の１に相当する月数」とする。 （職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給） 第18条　省略 ２　職員が引き続いて公務員等となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、その者の公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。	合には、６月以上はこれを１年とし、６月未満はこれを切り捨てる。 ４　省略 ５　育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が１歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての第２項の規定の適用については、同項中「その月数の２分の１に相当する月数」とあるのは、「その月数の３分の１に相当する月数」とする。 （職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給） 第18条　省略 ２　職員が引き続いて公務員等（国家公務員、職員以外の地方公務員その他の規則で定める者をいう。以下この項において同じ。）となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、その者の公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成27年１月１日から施行する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

2　外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成14年条例第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前

（派遣職員に関する阪神水道企業団職員退職手当金条例の特例） 第６条　派遣職員に関する阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号。以下「退職手当金条例」という。）第７条第３項又は第８条の２第１項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。 ２　派遣職員に関する退職手当金条例第７条第３項及び第９条の２第１項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当金条例第７条第３項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。 附　則 １～３　省略 ４　施行日前に分限条例第２条第１号に掲げる事由に該当して休職にされていた職員であって、本企業団と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は外国の地方公共団体の機関等の要請に応じ、これらの機関の業務に従事していた期間を有する者のうち、引き続き施行日において職員として在職しているもの及びこれに準ずる者で企業長が定めるものの当該休職の期間（企業長が定める期間に限る。）については、退職手当金条例第７条第３項の規定は、適用しない。	（派遣職員に関する阪神水道企業団職員退職手当金条例の特例） 第６条　派遣職員に関する阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号。以下「退職手当金条例」という。）第７条第２項又は第８条の２第１項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。 ２　派遣職員に関する退職手当金条例第７条第２項及び第９条の２第１項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当金条例第７条第２項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。 附　則 １～３　省略 ４　施行日前に分限条例第２条第１号に掲げる事由に該当して休職にされていた職員であって、本企業団と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は外国の地方公共団体の機関等の要請に応じ、これらの機関の業務に従事していた期間を有する者のうち、引き続き施行日において職員として在職しているもの及びこれに準ずる者で企業長が定めるものの当該休職の期間（企業長が定める期間に限る。）については、退職手当金条例第７条第２項の規定は、適用しない。

備考

改正前の欄中下線が引かれた部分を対応する改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

◇規　　則◇

阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月18日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団規則第４号

阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則（昭和40年規則第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（第７条関係） 第２条の２　条例第７条第４項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。 ⑴　職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、条例第18条第２項の規定により退職手当を支給されないで、引き続いて条例第７条第４項に規定する国家公務員若しくは職員以外の地方公務員、沖縄振興開発金融公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第９条の２に規定する法人（以下「公庫等」という。）の役員又は職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条において「役職員」という。）又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役職員となるため退職し、かつ、当該要請に応じ、条例第７条第４項に規定する国家公務員若しくは職員以外の地方公務員、公庫等の役職員	

又は一般地方独立行政法人の役職員として在職していたもの ⑵　次のいずれかに該当する者であつて、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）第３条第４項に規定する給料表の適用を受ける職員の占める職に相当する職を占め、かつ、専門的な知識又は技術を有するもので企業長が特に必要があると認めるもの ア　条例第７条第４項に規定する国家公務員又は職員以外の地方公務員 イ　公庫等又は一般地方独立行政法人で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この号において同じ。)に関する規程又は退職手当の支給の基準において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ，条例第18条第２項の規定により退職手当を支給されないで、引き続いて当該公庫等又は一般地方独立行政法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該公庫等又は一般地方独立行政法人に使用される者としての勤続期間に通算することを定めているものに使用されていた者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。)。ただし、当該公庫等又は一般地方独立行政法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職した者に限る。 ウ　公庫等又は一般地方独立行政法人で、退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、職員が任命権者又はその	

委任を受けた者の要請を受けず、条例第18条第２項の規定により退職手当を支給されないで、引き続いて当該公庫等又は一般地方独立行政法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該公庫等又は一般地方独立行政法人に使用される者としての勤続期間に通算することを定めているものに使用されていた者(役員、常時勤務に服することを要しない者及び前号又はイに掲げるものを除く。)	

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規則は、平成27年１月１日から施行する。

◇管　理　規　程◇

阪神水道企業団管理規程第10号

通勤手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月18日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

通勤手当支給規程の一部を改正する規程

通勤手当支給規程（昭和44年管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

改　正　後

別　表（第３条の２関係）

交通の用具を使用する距離（片道）	月額
５キロメートル未満	2,000円
５キロメートル以上10キロメートル未満	2,000円に１キロメートルを増すごとに480円を加算した額
10キロメートル以上15キロメートル未満	4,400円に１キロメートルを増すごとに540円を加算した額
15キロメートル以上40キロメートル未満	7,100円に１キロメートルを増すごとに580円を加算した額
40キロメートル以上45キロメートル未満	21,600円に１キロメートルを増すごとに560円を加算した額
45キロメートル以上60キロメートル未満	24,400円に１キロメートルを増すごとに360円を加算した額
60キロメートル以上	31,600円

改　正　前

別　表（第３条の２関係）

交通の用具を使用する距離（片道）	月額
５キロメートル未満	2,000円
５キロメートル以上	2,000円に１キロメートルを増すごとに480円を加算した額。ただし、その額が24,500円を超えるときは、24,500円とする。

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、平成26年12月18日から施行する。

2　この規程による改正後の通勤手当支給規程（以下「改正後の規程」という。）第３条の２第２号に規定する別表は、平成26年４月１日から適用する。

（通勤手当の内払）

3　改正前の通勤手当支給規程に基づいて、平成26年４月１日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた通勤手当は、改正後の規程による通勤手当の内払とみなす。

◇告　　示◇

阪神水道企業団告示第26号

平成26年第２回阪神水道企業団議会定例会において認定された、平成25年度阪神水道企業団水道事業会計決算は、次のとおりである。

平成26年12月18日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

1．平成25年度阪神水道 企業団水道事業決算報告書

（1）収益的収入及び支出

収　　入

（単位　円）

区分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減（△減）	備考
第1款　水道事業収益	19,061,168,000	6,168,000	0	19,067,336,000	**19,058,212,936**	△ 9,123,064	
第1項　営業収益	18,778,345,000	13,406,000	0	18,791,751,000	**18,782,315,544**	△ 9,435,456	（うち仮受消費税及び地方消費税 894,388,812円）
第2項　営業外収益	282,822,000	△ 7,238,000	0	275,584,000	**275,897,392**	313,392	（うち仮受消費税及び地方消費税 1,609,711円）
第3項　特別利益	1,000	0	0	1,000	**0**	△ 1,000	

支　　出

（単位　円）

区分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	予備費支出額	流用増減額（△減）	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計	決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備考
第1款　水道事業費用	19,026,359,000	217,307,000	0	0	0	19,243,666,000	0	19,243,666,000	**18,639,105,512**	0	604,560,488	
第1項　営業費用	16,518,910,000	13,406,000	0	△ 86,397,000	0	16,445,919,000	0	16,445,919,000	**15,851,602,336**	0	594,316,664	（うち仮払消費税及び地方消費税262,134,660円）
第2項　営業外費用	2,502,446,000	△ 42,748,000	0	86,397,000	0	2,546,095,000	0	2,546,095,000	**2,540,854,131**	0	5,240,869	（うち仮払消費税及び地方消費税44,629円）
第3項　特別損失	3,000	246,649,000	0	0	0	246,652,000	0	246,652,000	**246,649,045**	0	2,955	
第4項　予備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	5,000,000	**0**	0	5,000,000	

（2）資本的収入及び支出

収　　入

（単位　円）

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費逓次繰越額に係る財源充当額	合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減（△減）	備考
第1款　資本的収入	2,977,585,000	517,224,000	3,494,809,000	0	0	3,494,809,000	**2,736,380,215**	△ 758,428,785	
第1項　企業債	695,000,000	△ 190,000,000	505,000,000	0	0	505,000,000	**193,000,000**	△ 312,000,000	（翌年度繰越額に係る財源充当額　282,000,000円）
第2項　出資金	1,626,540,000	0	1,626,540,000	0	0	1,626,540,000	**1,626,540,000**	0	
第3項　国庫補助金	147,741,000	190,794,000	338,535,000	0	0	338,535,000	**288,933,000**	△ 49,602,000	（翌年度繰越額に係る財源充当額　49,602,000円）
第4項　固定資産売却代金	1,000	516,430,000	516,431,000	0	0	516,431,000	**516,430,000**	△ 1,000	
第5項　工事負担金	180,550,000	0	180,550,000	0	0	180,550,000	**107,345,000**	△ 73,205,000	（翌年度繰越額に係る財源充当額　73,205,000円）
第6項　基金収入	2,400,000	0	2,400,000	0	0	2,400,000	**1,192,215**	△ 1,207,785	
第7項　その他資本収入	325,353,000	0	325,353,000	0	0	325,353,000	**2,940,000**	△ 322,413,000	（翌年度繰越額に係る財源充当額　321,205,000円）

支　　出

（単位　円）

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	流用増減額（△減）	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計	決算額	翌年度繰越額 地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計	不用額	備考
第1款　資本的支出	10,643,367,000	203,276,000	0	10,846,643,000	269,134,000	0	11,115,777,000	**9,524,115,401**	1,345,632,000	0	1,345,632,000	246,029,599	
第1項　建設改良費	3,370,387,000	0	0	3,370,387,000	269,134,000	0	3,639,521,000	**2,049,078,156**	1,345,632,000	0	1,345,632,000	244,810,844	（うち仮払消費税及び地方消費税81,640,669円）
第2項　企業債償還金	6,213,630,000	9,524,000	0	6,223,154,000	0	0	6,223,154,000	**6,223,144,551**	0	0	0	9,449	
第3項　投資	2,400,000	0	0	2,400,000	0	0	2,400,000	**1,192,215**	0	0	0	1,207,785	
第4項　水利負担金	1,054,239,000	193,752,000	0	1,247,991,000	0	0	1,247,991,000	**1,247,990,099**	0	0	0	901	（うち仮払消費税及び地方消費税46,091,131円）
第5項　国庫補助金返還金	2,711,000	0	0	2,711,000	0	0	2,711,000	**2,710,380**	0	0	0	620	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,787,735,186円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額123,363,373円、過年度分損益勘定留保資金 5,606,917,307円、当年度分損益勘定留保資金 762,971,047円及び当年度純利益294,483,459円で補てんした。

２．平成25年度阪神水道企業団水道事業損益計算書

（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）

（単位　円）

１．営業収益			
(1) 分賦金	17,857,165,069		
(2) 受託工事収益	21,742,363		
(3) その他の営業収益	9,019,300	17,887,926,732	
２．営業費用			
(1) 原水費	1,210,371,703		
(2) 浄水費	2,529,943,073		
(3) 配水費	2,538,265,395		
(4) 受託工事費	21,742,363		
(5) 総係費	1,244,866,799		
(6) 議会費及び監査費	14,101,825		
(7) 減価償却費	7,986,522,718		
(8) 資産減耗費	43,653,800	15,589,467,676	
営業利益			2,298,459,056
３．営業外収益			
(1) 受取利息	4,893,856		
(2) 補助金	120,862,000		
(3) 雑収益	148,531,925	274,287,781	
４．営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	2,017,334,638		
(2) 雑支出	14,279,695	2,031,614,333	△ 1,757,326,552
経常利益			541,132,504
５．特別損失			
(1) 固定資産売却損	246,649,045	246,649,045	△ 246,649,045
当年度純利益			294,483,459
前年度繰越欠損金			19,522,551,763
当年度未処理欠損金			**19,228,068,304**

3．平成25年度阪神水道企業団水道事業剰余金計算書

（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

（単位 円）

	資本金		剰余金							資本合計
			資本剰余金					欠損金		
	自己資本金	借入資本金	国庫補助金	工事負担金	受贈財産評価額	その他資本剰余金	資本剰余金合計	未処理欠損金	欠損金合計	
前年度末残高	85,558,635,023	78,343,852,007	58,600,067,004	3,350,281,046	68,065,213	231,484,548	62,249,897,811	△ 19,522,551,763	△ 19,522,551,763	206,629,833,078
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	85,558,635,023	78,343,852,007	58,600,067,004	3,350,281,046	68,065,213	231,484,548	62,249,897,811	（繰越欠損金） △ 19,522,551,763	△ 19,522,551,763	206,629,833,078
当年度変動額	1,627,732,215	△ 6,030,144,551	226,955,566	107,345,000	0	0	334,300,566	294,483,459	294,483,459	△ 3,773,628,311
出資金の受入	1,626,540,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1,626,540,000
基金収入の組入	1,192,215	0	0	0	0	0	0	0	0	1,192,215
企業債の発行	0	193,000,000	0	0	0	0	0	0	0	193,000,000
企業債の償還	0	△ 6,223,144,551	0	0	0	0	0	0	0	△ 6,223,144,551
補助金の受入	0	0	288,933,000	0	0	0	288,933,000	0	0	288,933,000
補助金の返還	0	0	△ 2,710,380	0	0	0	△ 2,710,380	0	0	△ 2,710,380
条例第2条による処分額	0	0	△ 59,267,054	0	0	0	△ 59,267,054	0	0	△ 59,267,054
工事負担金の受入	0	0	0	107,345,000	0	0	107,345,000	0	0	107,345,000
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	294,483,459	294,483,459	294,483,459
当年度末残高	**87,186,367,238**	**72,313,707,456**	**58,827,022,570**	**3,457,626,046**	**68,065,213**	**231,484,548**	**62,584,198,377**	**（当年度未処理欠損金） △ 19,228,068,304**	**△ 19,228,068,304**	**202,856,204,767**

４．平成25年度阪神水道企業団水道事業欠損金処理計算書

（単位　円）

	資本金		資本剰余金	未処理欠損金
	自己資本金	借入資本金		
当年度末残高	87,186,367,238	72,313,707,456	62,584,198,377	△ 19,228,068,304
議会の議決による処理額	0	0	0	0
処理後残高	**87,186,367,238**	**72,313,707,456**	**62,584,198,377**	**（繰越欠損金）△ 19,228,068,304**

５．平成25年度阪神水道企業団水道事業貸借対照表

（平成26年３月31日）

（単位　円）

資　産　の　部

1.固定資産				
(1)有形固定資産				
イ.土地		7,940,970,743		
ロ.建物	17,248,503,697			
減価償却累計額	6,056,087,149	11,192,416,548		
ハ.構築物	163,131,521,133			
減価償却累計額	48,202,997,910	114,928,523,223		
ニ.機械及び装置	90,376,148,036			
減価償却累計額	56,650,061,497	33,726,086,539		
ホ.車両運搬具	39,416,401			
減価償却累計額	24,349,377	15,067,024		
ヘ.器具備品	949,598,652			
減価償却累計額	621,280,260	328,318,392		
ト.建設仮勘定		2,056,316,101		
有形固定資産合計			170,187,698,570	
(2)無形固定資産				
イ.水利権		27,562,572,293		
ロ.地上権		330,572,632		
ハ.施設利用権		258,122,426		
ニ.電話加入権		1,082,281		
ホ.ソフトウェア		6,111,600		
無形固定資産合計			28,158,461,232	
(3)投資				
イ.出資金		69,856,000		
ロ.基金		471,983,501		
ハ.長期未収金		303,235,238		
投資合計			845,074,739	
固定資産合計				199,191,234,541

2.流動資産			
(1)現金預金		9,769,861,763	
(2)未収金		313,850,887	
(3)貯蔵品		81,715,403	
(4)前払金		60,600,000	
流動資産合計			10,226,028,053
資産合計			**209,417,262,594**

負債の部

3.固定負債			
(1)年賦未払金		2,651,929,916	
(2)引当金		1,176,787,154	
固定負債合計			3,828,717,070
4.流動負債			
(1)未払金		2,670,060,419	
(2)前受金		985,835	
(3)預り金		61,294,503	
流動負債合計			2,732,340,757
負債合計			6,561,057,827

資本の部

5.資本金			
(1)自己資本金		87,186,367,238	
(2)借入資本金			
イ.企業債	72,313,707,456		
借入資本金合計		72,313,707,456	
資本金合計			159,500,074,694
6.剰余金			
(1)資本剰余金			
イ.国庫補助金	58,827,022,570		
ロ.工事負担金	3,457,626,046		
ハ.受贈財産評価額	68,065,213		
ニ.その他資本剰余金	231,484,548		
資本剰余金合計		62,584,198,377	
(2)欠損金			
イ.当年度未処理欠損金	19,228,068,304		
欠損金合計		19,228,068,304	
剰余金合計			43,356,130,073
資本合計			202,856,204,767
負債資本合計			**209,417,262,594**

阪神水道企業団告示第27号

平成 26 年第２回阪神水道企業団議会定例会において議決された、平成 26 年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算は、次のとおりである。

平成26年12月18日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

平成26年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算

第１条　平成26年度阪神水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第２条　平成26年度阪神水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額 △　減）	（計）
収　入			
第１款　水道事業収益	21,917,493 千円	147,723 千円	22,065,216 千円
第３項　特別利益	1,079,545 千円	147,723 千円	1,227,268 千円

第３条　予算第４条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文中括弧書全文を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,395,918千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額318,166千円及び損益勘定留保資金9,077,752千円で補てんするものとする。」に改める。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額 △　減）	（計）
支　出			
第１款　資本的支出	13,873,475 千円	96,483 千円	13,969,958 千円
第２項　企業債償還金	6,171,899 千円	96,483 千円	6,268,382 千円

阪神水道企業団告示第１号

阪神水道企業団規約の一部を次のとおり変更する。

平成27年１月５日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団規約の一部変更

阪神水道企業団規約（昭和37年兵庫県指令地第1700号）の一部を次のように変更する。

第２条中　「神戸市　尼崎市　西宮市　芦屋市」　を　「神戸市　尼崎市　西宮市　芦屋市　宝塚市」　に改める。

第６条中　「神戸市　８人　尼崎市　４人　西宮市　２人　芦屋市　１人」　を　「神戸市　８人　尼崎市　３人　西宮市　２人　芦屋市　１人　宝塚市　１人」　に改める。

第７条を次のように改める。

（議員の選任の方法）

第７条　前条の企業団を組織する市から選出する議員は、それぞれの市議会においてその市議会議員のうちから選挙する。

第８条中「前条に規定する市長及び」を削る。

第15条の次に次の１条を加える。

（運営協議会の設置）

第15条の２　企業団の事務に関する特に重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。

２　運営協議会は、企業団を組織する市の長で構成する。

３　運営協議会に管理者会を置く。

４　運営協議会に必要な事項については、別に定める。

附　則

この規約は、平成29年４月１日から施行する。

◇公　　告◇

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成26年12月24日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　工管事第65号
　　工 事 名　　スラッジ圧入配管修理工事

⑵　工事場所　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）

⑶　工事概要　　脱水機設備用スラッジ圧入配管、圧力水配管及びⅢ系浮上分離沈澱汚泥取出し用配管の修理を行う。

ア　配管撤去工　一式

イ　配管据付工　一式

ウ　付帯工　　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成27年３月20日㈮まで

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前金払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：管工事又は機械器具設置工事）を有していること。

イ　平成16年度以降において、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記すような圧力配管の設置又は修理の施工実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成27年１月14日㈬　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成27年１月19日㈪に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（日付は申込日を記入すること。）（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成27年１月23日㈮まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成27年１月26日㈪　午後１時30分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成26年12月24日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委管事第24号
委 託 名　　乾燥ケーキ仮搬出業務委託

⑵　委託場所　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）

⑶　委託概要　　天日乾燥ケーキの仮搬出及び乾燥池の整備を行う。

ア　乾燥ケーキ仮搬出工　772㎥

イ　乾燥池整備工　　一式

⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成27年３月20日㈮まで

⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前金払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定なし
⑼　担保期間　　なし
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：土木一式工事）を有していること。

イ　神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市のいずれかに本店を有すること。

ウ　建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値が820点以下で、本契約予定日（平成27年１月下旬）まで有効期間があること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成27年１月14日㈬　午後５時00分まで
⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　　平成27年１月19日㈪に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（日付は申込日を記入すること。）

（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成27年１月23日㈮まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成27年１月26日㈪　午後１時40分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
　　阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成27年１月８日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　件　　名　　制御機器用冷却装置　一式　外９件

⑵　納入場所　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）

⑶　概　　要　　制御機器用冷却装置等の購入（詳細は、仕様書のとおり）

⑷　納入期限　　契約締結日から平成27年３月20日㈮まで

⑸　支払方法　　完納払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　非公表

⑻　最低制限価格　設定なし

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　免除

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

3　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：管工事）を有していること。

4　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

5　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成27年１月15日㈭　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成27年１月20日㈫に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

6　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（日付は申込日を記入すること。）（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成27年１月23日㈮まで（必着）

7　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成27年１月26日㈪　午後１時50分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664